

広 告 掲 出 仕 様 書

(施設利用広告媒体資料)

広告を掲出する広告代理店を募集します。

◆施設利用について

名 称	中央区役所玄関広告付デジタルサイネージ型庁舎案内板
所在地	中央区役所（住所 福岡市中央区大名2丁目5番31号） ※地下鉄空港線「赤坂」駅下車5番出口すぐ。西鉄バス「大名2丁目」下車すぐ。
建物規模	総建築面積 1,995.64 m ² 、総延床面積 18,935.60 m ² 3階建
設置場所	中央区役所正面玄関風除室内（別添の「設置場所」を参照。）
掲出内容 （概要）	中央区全図による案内地図、区役所の庁舎案内図及び広告の電照式パネル表示。 庁舎案内図はデジタルサイネージ型とし、タッチパネル方式により、庁舎案内図、 行政情報等を表示・閲覧できるようにすること。 広告情報はパネル表示部分全体の40%を限度とする。 詳細は下記「広告の規格等について」のとおり。
掲出期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※令和11年3月31日まで1年ごとに更新可能とする。
費用負担	案内板の設置に係る一切の費用（案内板の制作、設置、維持管理、撤去等に要する 費用など）は広告代理店の負担とする。
来庁者数	令和6年度 203,867人/年 （中央区市民課整理券配布数）
セールス ポイント	中央区役所は多数の市民が利用する施設であり、広告付き庁舎案内板を玄関に設置 することにより、高い広告効果が期待される。
既掲出広告 物	1階ロビーTVモニター12台設置、1階市民課カウンター下広告掲出
担当部署	中央区総務部総務課

◆広告の規格等について

庁舎案内板 のサイズ	概ね 高さ2,100mm×幅2,900mm×奥行500mm程度 奥行は500mm程度を目安とし、利用者の通行の妨げとならないサイズであるこ と。 パネルのサイズは幅2,800mm、高さ1,200mm程度とする。 別紙イメージ図参照。
庁舎案内板 の仕様等	庁舎案内板の仕様等については、下記のとおりとし、下記に記載されていない事 項のほか、仕様等の詳細については、広告代理店選定後、市との協議により決定す る。 ① ユニバーサルデザインの7原則を順守した仕様とし、関連する各種法令・基準 に適合するバリアフリー仕様とすること。また、省エネルギー推進のため、省エ ネルギー対策が施された機器を使用し、可能な限り消費電力量を抑えること。 ② 区役所開庁時間のみ稼働することとし、閉庁日（土・日・祝日・年末年始期間

	等）は稼働しない。稼働時間については、タイマー機能による電源の入切等自動調整ができるようにすること。 ③ 手動により電源の入切、調光及び音量調整（無音を含む。）ができるようにすること。音量・照度については、市の職員も調整できるようにすること。 ④ パネル表示部分の高さは、地上から概ね 700 mm以上とすること。 ⑤ パネル表示部分の下部に A 4 サイズ対応のパンフレットホルダーを 10 か所程度設置すること。パンフレットホルダーは行政情報専用とする。 ⑥ 本体は庁舎施設に過度な負荷をかけず、損傷を与えない方法で壁面及び床面に確実に固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を講ずること。事故等が発生した場合は、広告代理店の責任において確実に対応すること。 ⑦ 本体移動の必要が生じた場合、広告代理店は市の指示に従い、移動させること。移動に生じる経費は広告代理店の負担とする。 ⑧ 美観・機能を保持するため、適切に維持管理を行うこと。 ⑨ 停電・通信回線の事故、コンピューターウィルス感染等のトラブルによる不具合に備えた対策を施すとともに、不具合発生時等緊急時には、即対応し、原則として当日中に復旧させること。
掲出内容	庁舎案内板のパネルに表示する掲出内容は、以下の 3 部構成とし、下記に記載されていない事項の他、掲出内容の詳細については、広告代理店選定後、市との協議により決定する。 1 中央区全図及び中央区役所周辺地図 ① 学校、公民館等主要な公共施設、避難所の名称・住所・電話番号等の行政情報をカテゴリー別に日本語及び英語併記にて見やすく表示させること。 ② ①の他、広告掲出企業の所在を表示できるものとする。 ③ 暗所においても表示内容が視認できるようバックライト仕様とし、また、LED など省エネ対策がなされた電灯を使用すること。 ③ 使用する地図は国土地理院の承認を受けた地図を広告代理店が準備し、使用にあたって生じる諸手続きはその一切を事業者において行うこと。 ④ 毎年度 1 回は表示情報を最新の情報に更新することとし、必要な修正を加えること。 2 デジタルサイネージ型中央区役所庁舎案内 ① 課名及び目的からタッチパネル方式で該当する課への庁舎案内ができる情報を表示させること。 ② 表示させる言語は日本語、英語、中国語、韓国語の 4 か国語を表示に対応させること。 ③ 動画や音声による行政情報を放映することができる機能を持たせること。 ④ 毎年度 1 回は表示情報を最新の情報に更新することとし、必要な修正を加えること。 3 広告情報 ① 広告に関する一切の責任及び負担を広告代理店が負うものとし、広告代理店の社名・電話番号を明示し、各種問い合わせ等にも対応すること。

	② 枠内には広告である旨を表示すること。 ③ 広告情報をデジタルサイネージ型にすることができる。それに係る一切の責任と負担を広告代理店が負い、停電、通信回線の事故発生等に関して、市は一切の責任を負わない。 ④ 広告以外にニュースや天気等の情報を掲出することができる。表示する場合は常に最新の情報を表示すること。 ⑤ 広告掲出にあたっては、福岡市広告事業実施要綱及び同要領を遵守し、中央区担当課の事前審査を受けること。
留意事項	設置にあたっては、別途行政財産目的外使用許可の手続きを行うこと。

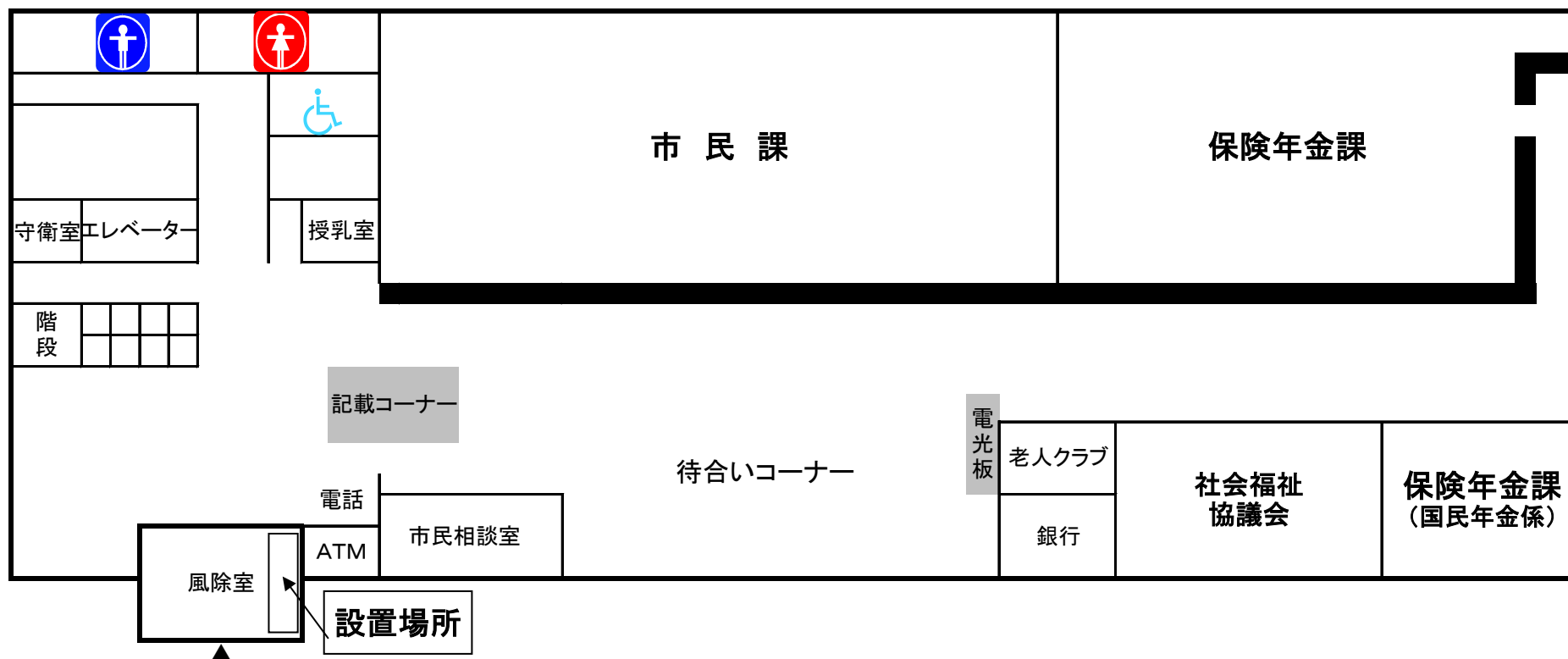
◆申込方法

申込対象	広告代理店
申込方法	・ 広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ・ 福岡市競争入札参加有資格者（以下、「福岡市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。福岡市登録業者は、添付書類の提出は不要です。 ・ 福岡市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。 ※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。 ア直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。 イ郵送の場合 (1) 郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。 i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可） ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。 ※電子メールでの提出はできません。
広告料金	① 最低予定価格：年額 553,000 円（税込） ② 広告料金は、広告代理店から市にお支払いいただく金額（税込）で、制作費などは含まない。ただし、行政財産目的外使用料は含むものとする。 ③ 案内板の稼働に係る電気料金については別途実費負担とする。 ④ 広告料金は年額を4回に分割して市の指定の期限までに支払うものとする。

	支払時期（予定）：５月頃、８月頃、１１月頃、２月頃 ※令和７年度分は令和７年１１月頃、令和８年２月頃 ⑤ 令和７年度は、月割りで算出する。 ⑥ 広告掲出がない場合も広告料金を市に支払うものとする。
申込締切日	ア 直接持参の場合：令和７年８月１日（金） １５時 イ 郵送の場合 ：令和７年７月３１日（木）＜必着＞
選定基準	・原則、最も高い広告料金を提示した広告代理店を選定する。 ・複数の代理店が最も高い広告料金を提示された場合、その代理店の中から、くじにより選定する。くじを行う日は別途通知する。
申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当：中島 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 TEL 092-711-4579／FAX 092-711-4833 E-mail zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp
施設に関する 問合せ先	中央区総務部総務課 担当：池田 〒810-8622 福岡市中央区大名 2-5-31 TEL 092-718-1005／FAX 092-714-2141 E-mail somu.CWO@city.fukuoka.lg.jp

中央区役所玄関広告付デジタルサイネージ型庁舎案内板設置場所

1階フロア案内図



中央区役所玄関風除室

< 設置後イメージ >

